

# 岐阜県公報

第 千 九 百 十 六 号  
平 成 二 十 年 一 月 二 十 九 日  
( 火 曜 日 )

## 目 次

### 人事委員会規則

岐阜県職員<sup>の</sup>給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 八<sup>一</sup>

### 告 示

救急医療施設の辞退 (医療整備課) 八<sup>一</sup>

道路の供用開始 (道路維持課) 八<sup>二</sup>

道路の区域変更 (同) 八<sup>二</sup>

本巣市の区域内の字の区域変更 (岐阜振興局) 八<sup>二</sup>

住居表示のための町(字)の名称及び区域の変更 (中濃振興局中濃事務所) 八<sup>三</sup>

### 公 示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 八<sup>六</sup>

## 人事委員会規則

岐阜県職員<sup>の</sup>給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年一月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第一号

岐阜県職員<sup>の</sup>給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員<sup>の</sup>給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一小学校及び中学校の項中「第七十三条の二十一第一項」を「昭和二十二年文部省令第十一号(第四百十条)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

岐阜県告示第五十一号

次の医療機関から救急医療施設を辞退する旨の通知を受けたので、救急医療施設取扱

要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成二十年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 所 在 地 辞 退 年 月 日  
Y & M 藤掛第一病院 岐阜市一番町一番地 平成二〇・一・一〇

岐阜県告示五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
美大 並和線	郡上市八幡町有坂字半ヶ野六 四四番一地从先から 同 市同 町同 字長成五三 二番地先まで		二六七・〇	平成 二〇・一・二九	平成 一六・四・四

岐阜県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
下明智線	恵那市串原字下大平四一 三五番一地从先から 同 市同 字同 四二 五八番一地从先まで		前 後	三・四 二・〇 七・六 三・五	五四・〇	

岐阜県告示第五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本県市の区域内の字の区域を変更した旨本県市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであって、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
大字早野字村西	大字早野字蜂尻の全部
大字早野字村東 道上	大字早野字村東道下の一部

この処分は、平成二十年一月二十九日から効力を生ずる。

平成二十年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 掲 示 場

岐阜総合庁舎及び本巢市役所

二 掲 示 物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲 示 期 間

平成二十年一月二十九日から

同 年二月十九日まで

岐阜県告示第五十五号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）に基づく住居表示のため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により関市の別図一に示す区域の町（字）の名称及び区域を別図二のとおり変更した旨関市長から届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

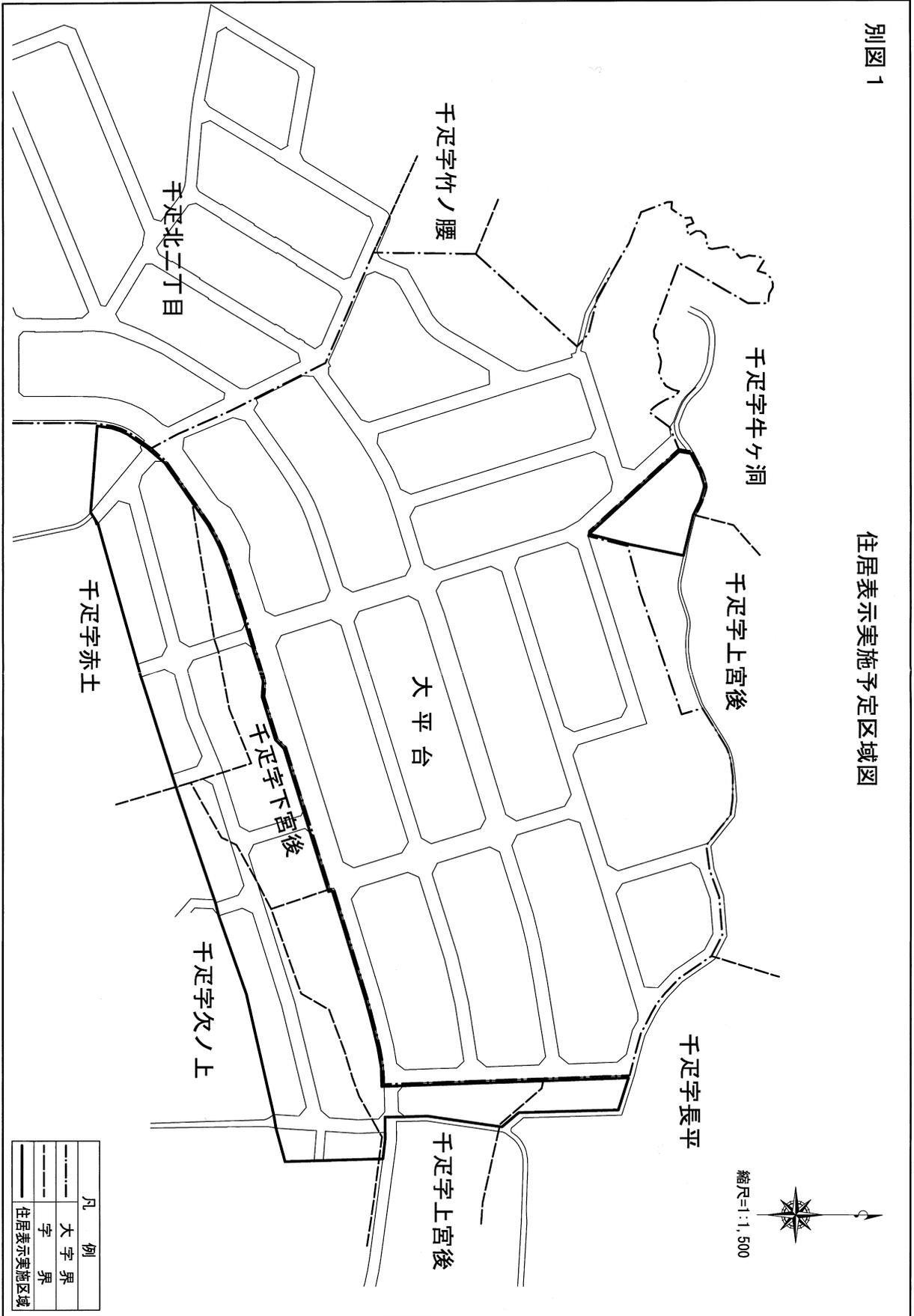
この町（字）の区域の名称及び区域の変更は、平成二十年三月一日から効力を生ずるものとする。

平成二十年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

別図1

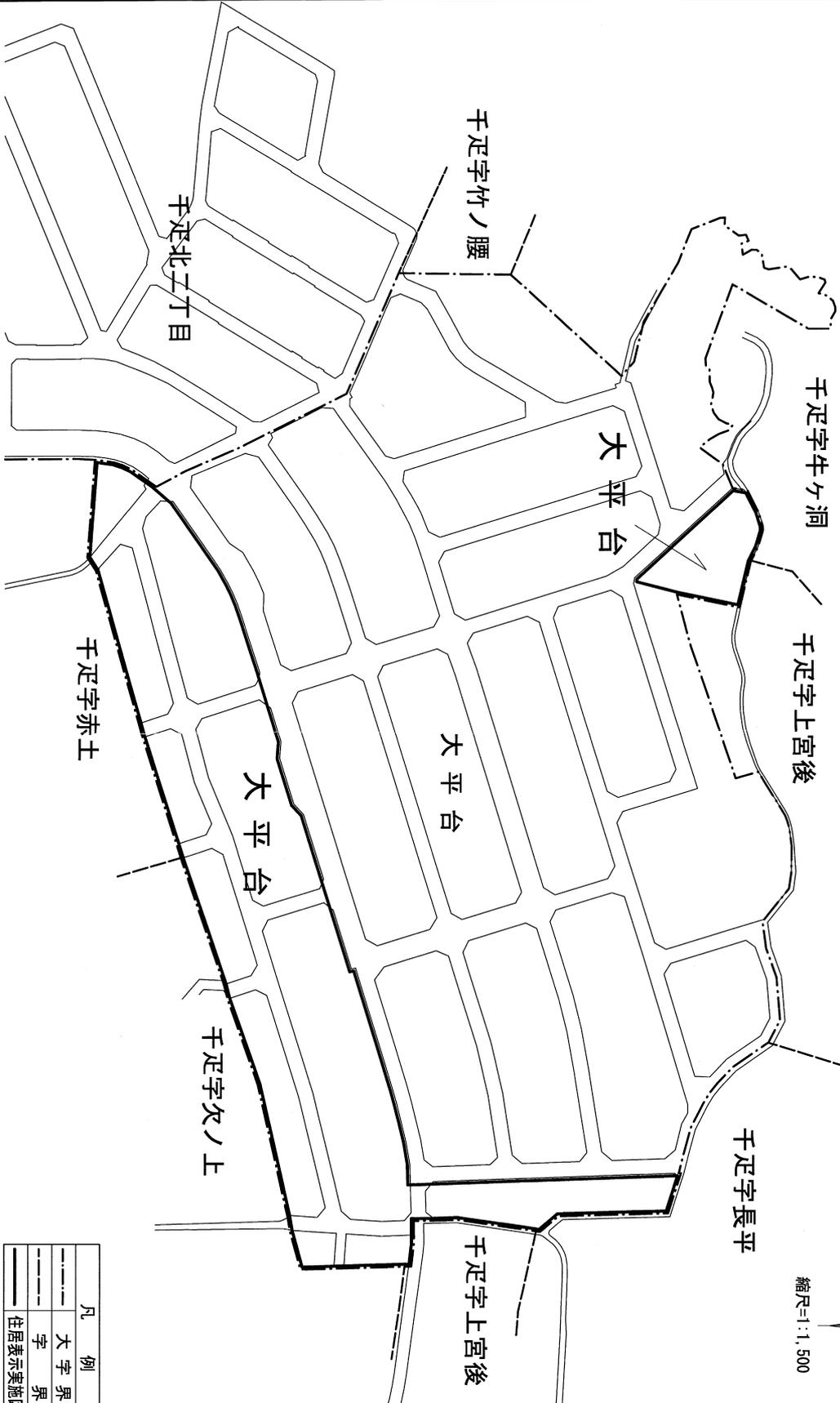
住居表示実施予定区域図



凡 例	
—	大字界
- - -	字界
— (thick)	住居表示実施区域

別図 2

住居表示実施予定区域図  
新町名・新町界案図



凡 例	
— · — · — · — · — ·	大字 界
— · — · — · — · — ·	字 界
—————	住居表示実施区域

公 示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巢市

二 調査を行った地域

岐阜県本巢市大字早野の一部（土貴野）

三 調査を行った期間

平成四年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巢市（大字早野の一部）の地籍図

岐阜県本巢市（大字早野の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年一月二十九日

平成二十年一月二十九日印刷  
平成二十年一月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社  
定価 一 年 四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む））